

(令和4年度第1回)  
武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時：令和4年8月10日（水）

午前10時から

場 所：市役所3階301会議室

1 開 会

2 報告事項

- (1) 令和2年度及び令和3年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について
- (2) その他

3 議 題

- (1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- (2) その他

4 閉 会

報告事項(1) 令和2年度及び令和3年度における公文書開示請求及び保有個人情報開示請求の処理状況等について

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 公文書開示請求の処理状況等

《令和2年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示 決定件数	非 開 示			却 下
					非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	23	9	18	1	0	1	0	0
合 計	23	9	18	1	0	1	0	0

※ 取下げを除く。

※ 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

【傾向】

(1) 対象公文書

ア 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。

イ その他、契約に係る書類、保険に係る書類、指定管理者に係る書類、新型コロナウイルスに係る書類、地図データ、生産緑地地区の一覧、シルバー人材センターに係る書類等が請求された。

(2) 請求者

個人と法人とでは、明確な差はなかった。

(3) 主な非開示部分

個人の氏名等、個人印の印影 (情報公開条例第8条第2号 個人情報)

法人に係る情報 ( " 3号 事業活動情報)

工事内訳書に記載された単価の掲載元 ( " 5号 行政運営情報)

《令和3年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示			却 下
				非 開 示 決定件数	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	37	19	19	9	1	9	0
合 計	37	19	19	9	1	9	0

※ 取下げを除く。

※ 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

※ 非開示及び不存在を理由として1件の非開示決定を行った場合があるため、非開示決定件数とその内訳とは一致しない。

#### 【傾向】

##### (1) 対象公文書

ア 工事の設計図書（金額入）の請求が多かった。

イ その他、契約に係る書類、保険に係る書類、都の環境確保条例に基づく工場及び指定作業場の一覧、学校運営協議会が教育委員会及び校長に対して述べた意見に係る書類、市内循環バスに係る書類、地図データ、固定資産評価に係る書類、行政書士に係る書類、コロナウイルスに係る書類等が請求された。

##### (2) 請求者

法人からの請求が若干多かった。

##### (3) 主な非開示部分

個人の氏名等、個人印の印影 (情報公開条例第8条第2号 個人情報)

法人に係る情報 ( " 3号 事業活動情報)

単価の掲載元、細目コード ( " 5号 行政運営情報)

## 2 保有個人情報開示請求の処理状況等

《令和2年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示				却 下
				決定件数	非開示	不存在	存否応 答拒否	
閲 覧	0	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	11	6	5	0	0	0	0	0
合 計	11	6	5	0	0	0	0	0

※ 取下げを除く。

### 【傾向】

(1) 対象個人情報

高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」の請求のみであった。

(2) 請求者

すべて本人からの請求であった。

(3) 主な非開示部分

主治医の個人印の印影 (個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

受託者の職員の氏名 ( " 2号 個人情報)

《令和3年度》

(単位：件)

区 分	開 示 請求件数	開 示 決定件数	一部開示 決定件数	非 開 示			却 下
				決定件数	非開示	不存在	
閱 覧	0	0	0	0	0	0	0
視聴又は聴取	0	0	0	0	0	0	0
写しの交付	22	11	11	1	0	1	0
合 計	22	11	11	1	0	1	0

※ 取下げを除く。

※ 1件の請求に対し、複数の決定をしている場合があるため、開示請求件数と決定の総数とは一致しない。

### 【傾向】

#### (1) 対象個人情報

ア 高齢福祉課が保有する「主治医意見書」や「認定調査票」の請求が大半であった。

イ その他、税関係書類、印鑑登録申請書の請求があった。

#### (2) 請求者

法定代理人からの請求が1件あったが、他はすべて本人からの請求であった。

#### (3) 主な非開示部分

主治医の個人印の印影 (個人情報保護条例第13条第2号 個人情報)

受託者の職員の氏名 ( " 2号 個人情報)

報告事項(2) その他

議題(1) 武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

このことについて、下記のとおり協議します。

記

会長 \_\_\_\_\_

職務代理者 \_\_\_\_\_

<参考>

武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会規則 抜粋

(会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

議題(2) その他